

○漁業法

(昭和二十四年十二月十五日)

(法律第二百六十七号)

第六回臨時国会

第三次吉田内閣

改正 昭和二五年 四月一五日法律第一〇一号
同 二五年 五月一〇日同 第二七一号
同 二五年 七月三一日同 第三二五号
同 二六年 三月三一日同 第九三号
同 二六年 四月 七日同 第二三九号
同 二六年 二月一五日同 第三〇九号
同 二六年 二月一七日同 第三二三号
同 二七年 七月三一日同 第二六二号
同 二七年 八月一六日同 第三〇八号
同 二八年 八月 八日同 第一八九号
同 二八年 八月一五日同 第二二三号
同 二九年 六月 八日同 第二六三号
同 二九年 六月一〇日同 第二七〇号
同 三〇年 一月二八日同 第四号
同 三一年 三月一五日同 第八号
同 三一年 六月一二日同 第一四八号
同 三三年 四月二二日同 第七五号
同 三三年 四月三〇日同 第一〇六号

同 三四年 四月二〇日同 第一四八号
同 三五年 六月三〇日同 第二一三号
同 三六年 六月一三日同 第二二八号
同 三六年 一月二〇日同 第三三五号
同 三七年 五月一〇日同 第二一二号
同 三七年 五月一六日同 第一四〇号
同 三七年 九月一一日同 第二五五号
同 三七年 九月一一日同 第二五六号
同 三七年 九月一五日同 第二六一号
同 四一年 六月 一日同 第七七号
同 四三年 五月 二日同 第三九号
同 四四年 五月一六日同 第三〇号
同 四六年 十二月三一日同 第一三〇号
同 五〇年 七月一五日同 第六三号
同 五三年 四月二四日同 第二七号
同 五三年 七月 五日同 第八七号
同 五四年 三月三〇日同 第五号
同 五六年 四月 七日同 第二〇号
同 五六年 五月一九日同 第四五号
同 五七年 八月二四日同 第八一号
同 五八年 六月一一日同 第六二号
同 五九年 五月 一日同 第二三号
同 六〇年 五月一八日同 第三七号

同 六三年 二月 一三日 同 第 九 四 号
平成 元年 二月 一九日 同 第 八 一 号
同 五年 一月 二二日 同 第 八 九 号
同 六年 二月 四日 同 第 二 号
(同 六年 一月 二五日 同 第一〇四号)
同 六年 二月 四日 同 第 四 号
(同 六年 三月 二一日 同 第一二二号)
同 六年 一月 二五日 同 第一〇五号
同 七年 五月 二二日 同 第 九 一 号
同 七年 二月 二〇日 同 第二三五号
同 九年 二月 一九日 同 第二二七号
同 一〇年 五月 六日 同 第 四 七 号
同 一一年 五月 二四日 同 第 四 三 号
同 一一年 七月 二六日 同 第 八 七 号
同 一一年 七月 二六日 同 第一〇二号
同 一一年 八月 二三日 同 第二二二二号
同 一一年 二月 二二日 同 第一六〇号
同 一二年 五月 二七日 同 第 六 二 号
同 一二年 五月 二七日 同 第 六 三 号
同 一二年 五月 三一日 同 第 九 一 号
同 一二年 一月 一日 同 第 二 一 八 号
同 一二年 一月 二七日 同 第 二 六 六 号
同 一三年 六月 二九日 同 第 八 九 号

同 一三年 六月 二九日 同 第 九 〇 号
(同 一三年 六月 二九日 同 第 八 〇 号)
同 一四年 六月 一九日 同 第 七 五 号
同 一四年 二月 二三日 同 第二五二二号
同 一五年 五月 三〇日 同 第 六 一 号
同 一五年 六月 二一日 同 第 六 九 号
同 一五年 七月 二五日 同 第二二七号
同 一六年 五月 二六日 同 第 五 七 号
同 一六年 六月 二日 同 第 七 六 号
同 一六年 六月 九日 同 第 八 四 号
同 一六年 二月 一日 同 第一四七号
同 一七年 七月 二六日 同 第 八 七 号
同 一八年 六月 七日 同 第 五 三 号
同 一八年 六月 二四日 同 第 六 二 号
同 一八年 六月 二三日 同 第 九 三 号
同 一九年 六月 六日 同 第 七 七 号
同 一九年 六月 二三日 同 第 八 五 号
同 一三年 五月 二日 同 第 三 五 号
同 一五年 六月 二四日 同 第 四 四 号
同 一六年 五月 三〇日 同 第 四 二 号
同 一六年 六月 二三日 同 第 六 九 号
同 一七年 六月 一九日 同 第 四 三 号
同 一七年 八月 五日 同 第 六 〇 号

同	二八年	四月一日	同	第 二四号
同	二八年	四月一三日	同	第 二五号
同	二八年	五月二七日	同	第 五一号
同	二八年	二月 二日	同	第 九四号
同	三〇年	六月二〇日	同	第 五九号
同	三〇年	七月二五日	同	第 七五号
同	三〇年	二月一四日	同	第 九五号
令和	元年	五月一五日	同	第 一号
同	三年	五月一九日	同	第 三七号
同	三年	五月二八日	同	第 四七号
同	四年	六月二七日	同	第 六八号
同	六年	六月二六日	同	第 六六号

(起業の認可)

第三十九条 前条の認可（以下この節において「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容及認可を受けた内容と同一であるときは、農林水産大臣は、次条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から農林水産大臣の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(平三〇法九五・追加)

(継続の許可又は起業の認可等)

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第四十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

一 許可を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該大臣許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該大臣許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(平三〇法九五・追加)

(変更の許可)

第四十七条 大臣許可漁業の許可を受けた者が、第四十二条第一項の農林水産省令で定める事項について、同項の規定により定めら

れた制限措置と異なる内容により、大臣許可漁業を営もうとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

(平三〇法九五・追加)